

## 発達障害者支援法等で定義された「発達障害」の範囲図

### <発達障害者支援法>

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害
学習障害
注意欠陥多動性障害
その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するものとして政令で定めるもの

### <発達障害者支援法施行令（政令）>

脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現するもののうち、
言語の障害
協調運動の障害
その他厚生労働省令で定める障害

### <発達障害者支援法施行規則（厚生労働省令）>

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く、
心理的発達の障害（ICD-10のF80－F89 ※）
行動及び情緒の障害（ICD-10のF90－F98 ※）

### ※<文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知>

「法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80－F89）」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-F98）」に含まれる障害であること。なおてんかんなどの中枢神経系の疾患脳外傷や脳血管障害の後遺症が上記の障害を伴うものである場合においても、法の対象とするものである。」